

論文審査の要旨

(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士 (法学)	氏名 (Author)	水野 陽一
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
論文題目 (Title) 刑事手続における公正な裁判原則に関する研究			
論文審査担当者 (Dissertation Committee)			
主査 (Committee chair)	教授 吉中 信人		印
審査委員 (Committee member)	教授 西谷 元		印
審査委員 (Committee member)	教授 横藤田 誠		印
審査委員 (Committee member)	教授 大久保 隆志		印
〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)			
<p>審査対象論文は、刑事手続における公正な裁判について、主にヨーロッパ人権条約6条及び国際自由権規約14条が定める公正な裁判原則に関する議論を素材とした研究である。公正な裁判原則とわが国において広く浸透している適正手続論との比較検討を行うことで、わが国の刑事手続における諸問題を検討し、わが国の刑事司法制度が被疑者・被告人の主体性を尊重し運用されているかについて考察を行ったものである。その詳細は以下の通り。ヨーロッパ域内における人的、物的資源に関する移動の自由が促進されるに伴い、犯罪のヨーロッパ化、刑事訴追のヨーロッパ化という問題が顕在化している。これに伴う、刑事手続における共通基準の構築が模索されており、刑事捜査・訴追に関わるものはもちろん、ヨーロッパ域内における被疑者・被告人の法的地位の保障を目指した議論も活発に行われている。以上の状況において、公正な裁判原則は、ヨーロッパ域内の刑事手続における中心的基準として認識されるものではあるが、これはあくまでも刑事手続における最低限基準を示すものに過ぎず、各条約締約国においては公正な裁判原則が示す内容に加えて、さらなる被疑者・被告人保護に関する措置を講ずることが求められるものである。同原則は、刑事手続における理想を示すものではなく、あくまでも最低限守られるべき基準を示すものに過ぎないが、同原則が求める水準は決して低くはない。実際に、人権裁判所による人権条約違反が指摘された結果、ドイツ等、ヨーロッパ諸国において刑事司法制度に関する法改正が行われた例も多い。以上のように、ヨーロッパ、とくにドイツにおいて、ヨーロッパ人権条約6条が示す公正な裁判原則は、国際的基準であり、常にこれが遵守されなければならないものであると認識されている。特に、ドイツにおいては国際法的基準に対して常にこれを尊重する姿勢がうかがわれ、刑事実務家からもその影響力の大きさは十分に認識されている。わが国の批准する国際自由権規約14条も同原則について規定しており、その構成はヨーロッパ人権条約6条のそれと内容的に類似する部分が多い。国際自由権規約が採択された経緯からしても人権条約からの影響を受けていることがうかがわれ、その具体的内容の解釈についても両者のそれが一致する部分が多いと考えられる。しかしながら、わが国の裁判所は、国際自由権規約を適用して事件処理を行うこと及び、国内法の解釈に援用することには消極的であると考えられており、国際条約の国内的効力の問題が顕在化する。ドイツにおいても、同原則の有用性が認められる一方で、国際法に由来する原則を国内において直接適用することに対しては批判的な意見も存在し、国内憲法規範にその正当化根拠を見いだすべきであるという主張がされる。公正な裁判原則は、公平な裁判所における公正な聴聞、無罪推定原則、被疑者・被告人に対して認められなければならない権利保障の三つの要素からなり、各要素の相互作用によって刑事手続における公正な裁判の実現を図るものであるといえよう。ドイツにおいて、被疑者・被告人が刑事訴追・捜査という国家的活動の客体となつてはならないとする考えから、人間の尊厳 (§ 1 Abs. 1 S. 1 GG) が公正な裁判原則の根拠の一つであるとされる。更に、人間の尊厳を前提とした刑事手続の実現は、ドイツにおける国家目標の一つであるとされることから、公正な裁判の実現は法治国家原則の重要な要素の一つであると考えられる (§ 20 Abs. 3 GG)。以上のように、ドイツにおける同原則の国内法的根拠として、基本法1条1項及び20条3項を挙げることができ、両規定はわが国において憲法13条(個人の尊重、尊厳)及び31条以下(適正手続論)の規定と対応関係にあると考えることができる。わが国においても被疑者・被告人は、刑事手続においてその尊厳の保障を前提とした取り扱いを求めることができ(憲法13条)、その具体的内容は憲法31条以下の要請を満たしたものである必要がある。刑事手続は国家が主たる運用主体となることから、被疑者・被告人(個人)が尊厳主体として取り扱われることを実質的に保障する義務は、国家に課せられることになる。このように、わが国の刑事手続に関する憲法規範の解釈を見ると、被疑者・被告人の取り扱いに関して公正な裁判原則の要請と比して不十分な部分が認められるが、憲法13条及び31条の規定を媒介として同原則を国内法解釈に援用することが可能となることを明らかにしている。同原則の示す内容は、被疑者・被告人の人権保障を前提とした公正な裁判の実現にとって最低限基準となることから、これに反する刑事捜査・訴追機関の行動によって得られた証拠によって証明された事実に基づく裁判が行われた場合、当該裁判の公正性は否定されることになる。このような事態に対処するため、問題のある刑事捜査・訴追機関の行動によつて獲得された証拠を手続から排除するという方法が考えられるが、排除法則の適用によつて被害者及び公益によつて不当な結果がもたらされてはならない。同原則は、人間(個人)の尊厳を前提とするが、刑事手続における被疑者・被告人の尊厳保障を考える際にも、被疑者・被告人、国家との関係はもちろん、これに社会全体、犯罪被害者との関係をも考慮した議論がされる必要がある。刑事手続における問題は、いわゆる法的三極関係が考慮され論じられなければならないのであるから、被疑者・被告人の人間の尊厳保障の相対化が想定される場面もあり、同原則の内容についても他者との関係において相対的に考えられるべきであるとの主張もあり得る。実際にわが国における排除法則の現況を見ると、刑事捜査・訴追機関の違法性が肯定される場合にも、公共の福祉との関係を考慮して証拠排除が否定される場合があるという裁判所の判断がある。これに対して、同原則は最低限の基準を示すものであり、この例外を認めるべきではないという反論もされる。以上に関して、刑事手続において被疑者・被告人に認められる権利保障のうち、他者の権利・利益及び公共の利益との比較衡量に開かれた部分とそうではない絶対的保障が認められなければならない要素が存在するというのが本稿の立場である。とはいえ、わが国における刑事手続に関する憲法規範の解釈が不十分であることに加えて、刑事訴訟法規範においても証拠法について法の欠缺ともいえる状況が生じていることも事実である。このような事態は、刑事捜査・訴追機関の法的統制を行い難くすることからわが国の最高裁が強調する排除法則の違法捜査抑止の観点からも問題があるが、何よりも被疑者・被告人が自らの訴追に問題となつており、わが国の刑事捜査・訴追機関の行動に対する法的規制のあり方を根本から見直すべきであるとの主張がされている。</p> <p>また、わが国の刑事手続における被疑者・被告人の権利保障水準が十分ではない部分が見られる。公正な裁判原則の要請と比較すると、告知権に関する問題、証拠開示に関する問題、証人尋問権に関する問題、弁護人依頼権・接見交通権に関する問題、通訳・翻訳権に関する問題が顕在化してくる。これらの諸問題を解決しないことには、刑事手続における被疑者・被告人の主体性の尊重を前提とした公正な裁判の実現は困難となるが、その為には国家による作爲的介入、特に制度的保障に向けた立法的措置が必要となる。国際自由権規約についての報告書等から日本政府の見解を推察するに、わが国において公正な裁判原則の内容を満たした刑事司法制度の構築が行われているとされているが、上記の問題が存在することに加え、国内裁判所において公正な裁判原則等、国際条約における基準が示す内容について、これを考慮する必要性は低いとする裁判例も散見される。昨今わが国においても、国際化、グローバル化の重要性が認識されているように思われるが、刑事手続に関する国際条約上の基準に対する刑事司法の姿勢は必ずしも積極的なものであるとはいえない。わが国が今後、国際化、グローバル化をさらに推進していくのであれば、国際自由権規約14条及びヨーロッパ人権条約6条において示される「公正な裁判原則」、すなわち刑事手続における最低限基準と、わが国の刑事手続における現行法制度との乖離を埋めていくことについて、真剣に検討し立法等問題解決のための具体的な措置を講じていく必要がある、としている。</p> <p>以上、大きなテーマを扱い、細部にわたっては十分詰り切れていない箇所が見られるものの、国際人権法、憲法、刑事訴訟法の他領域にわたる横断的考察に果敢に取り組み、一定の成果を導き出した点は、今後の発展可能性を大いに感じさせるものであり、審査の結果、本論文の著者は博士(法学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。</p>			